

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

| | 所管課名 | 医療政策課 | 整理番号 | 14 |
|-----------------------------|---|-------|------|----|
| 許認可等の種類 | 医療法人の理事定数の減員の認可 | | | |
| 根拠法令条例等・条項 | 医療法第46条の5第1項 | | | |
| 許認可等の概要 | 医療法人の理事定数の減員の認可 | | | |
| 審査基準 (未設定の場合 はその理由) | <p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】 医療法第46条の5第1項 医療法人には、役員として、理事三人以上及び監事一人以上を置かなければならない。 ただし、理事について、都道府県知事の認可を受けた場合は、一人又は二人の理事を置けば足りる。</p> <p>医療法施行規則第31条の5 法第46条の5第1項ただし書の規定による認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。 一 当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の数 二 常時勤務する医師又は歯科医師の数 三 理事を一人又は二人にする理由</p> <p>医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について(昭和61年6月26日健政発第409号厚生省健康政策局長通知)</p> | | | |
| 基準の制定根拠 | — | | | |
| 標準処理期間 (未設定の場合 はその理由) | 20日 | | | |
| 期間の制定根拠 | — | | | |